

## 補助金等事業概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 補助事業名           | 佐渡産パワーアップ事業   |
| 補助の区分           | 事業補助（奨励補助）  |
| 補助の概要           | 佐渡産園芸品目の振興及び地域産業の維持のため、ブランド化を促進することで農家所得の向上及び地域の活性化を図ることを目的に、佐渡産園芸品目の振興に要する経費に対し補助する。   |
| 補助事業者           | 農業者、農業者の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人  |
| 補助対象経費          | <p>(1)園芸対災害性向上事業</p> <p>①防風網の導入経費</p> <p>②防霜ファンの導入経費</p> <p>③渇水対策に必要な経費</p> <p>④農業用パイプハウスの強化に必要な経費</p> <p>(2)1億円産地推進事業</p> <p>①新改植に要する経費</p> <p>②園地整備費</p> <p>③仮設トイレの導入経費</p> <p>④規模拡大支援</p> <p>⑤遊休施設利用促進</p>   |
| 類似補助の有無         | <p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>  |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | <p>(1)園芸対災害性向上事業<br/>安定的な収益確保を目的に、災害に強い経営体制の構築に必要な経費を対象として事業費の50%以内で補助（上限20万円）</p> <p>(2)1億円産地推進事業<br/>園芸生産の導入及び拡大を図り、生産効率の高い産地を育成するための取組を対象とし事業費の50%以内で補助（上限20万円）</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>  |
| 補助率等            | <p>1/2以下で事業ごとに設定する（市単独）</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>   |
| 数値目標等           | <p>A 数値化</p> <p>地域園芸振興プランによる生産額、生産量等の増収</p> <p>J A佐渡</p> <p>柿 295ha（佐渡管内120ha、羽茂管内175ha）</p> <p>アスパラガス 22.9ha（佐渡管内19.4ha、羽茂管内3.5ha）</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>作付面積、生産者の増加による販売量、販売額の向上による。</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>園芸振興プランによる生産者、販売量、販売額、作付面積等の向上による。</p> |
| 補助制度開始          | 令和6年4月1日  |
| 見直し時期           | 令和8年9月1日  |
| 補助終期            | <p>令和9年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>  |
| 補助事業の募集・開示等     | <p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>関係団体、関係農家や集落等に周知</p>  |
| 事業担当            | <p>（担当部署） 農林水産部農業政策課生産振興係</p> <p>（電話番号） 0259-63-5117</p>  |